

郡山市職員 B 型肝炎感染防止対策実施要領

昭和63年11月 1 日制定

平成 9 年 4 月 1 日一部改正

平成12年 4 月 1 日一部改正

平成26年 4 月 1 日一部改正

平成30年 4 月20日一部改正

平成31年 4 月 9 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

[総務部職員厚生課]

(趣旨)

第 1 条 この要領は、B型肝炎に感染する危険がある業務に従事する職員がB型肝炎に感染することを防ぐために実施する事業について必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 対象者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、過去に抗体検査で免疫の獲得を確認されている者は除く。

- (1) 保健師
- (2) 看護師
- (3) 病理試験業務、細菌検査業務及び感染症患者に接触する業務に従事する職員
- (4) その他前各号に掲げる職員に準ずる職員

(実施内容)

第 3 条 市は、対象者にHBs抗原抗体検査（以下「抗原抗体検査」という。）を実施し、抗原抗体検査の結果に基づき、B型肝炎ワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種又は精密検査の受診勧奨若しくは必要な指導等を行う。

(抗原抗体検査の受診)

第 4 条 対象者は、指定期間内に医療機関で抗原抗体検査を受診するものとする。

(抗原抗体検査)

第 5 条 抗原抗体検査は、B型肝炎ウイルス（以下「ウイルス」という。）に感染しているか、又はウイルスに対する感染防御の免疫を持っているかを確認するために実施する。

2 前項の検査結果を受けて行う対応は、次の各号に掲げる検査結果の区分に応じ、それぞれ当

該各号に定める対応とする。

- (1) 抗原（－）抗体（－） 将来、ウイルスによる感染・発症の危険性が高いと考えられることから、ワクチン接種を行う。
- (2) 抗原（－）抗体（＋） ウイルスに対して感染防御の免疫を持っているため、偶発事故による感染で発症することはほとんどないと考えられることから、今後は抗原抗体検査を行わない。
- (3) 抗原（＋）抗体（－） 現在、ウイルスに感染していると考えられるため、医療機関で精密検査を受けるように指導する。

（検査結果の通知）

第6条 郡山市職員安全衛生管理規則（平成3年郡山市規則第7号）に定める総括安全衛生管理者（以下「総括安全衛生管理者」という。）は、医療機関から第4条の検査の結果に係る報告があったときは、所属長を通じて速やかに受診者に通知する。

（ワクチン接種）

第7条 前条の検査結果で抗原（－）抗体（－）と判定された者に対しては、医療機関においてワクチン接種を受けさせるものとする。この場合において、ワクチン接種は次に掲げる方法で行う。

- (1) ワクチン接種は、0.5ml ずつ投与する。接種は初回投与に引き続き、1か月後、6か月後の3回投与する。
- (2) 3回目の接種後、1～2か月後に抗体検査を行う。

（精密検査）

第8条 第6条の検査結果で抗原（＋）抗体（－）と判定された者に対しては、速やかに医療機関においてHBe抗原抗体検査及び肝機能検査を含む精密検査を受けるよう指導しなければならない。

（無症候性HBs抗原持続陽性者に対する指導）

第9条 前条の精密検査の結果、「異常なし」と判定された者は、無症候性HBs抗原持続陽性者（キャリア）として取り扱い、次の各号に掲げる指導の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を指導する。

- (1) 感染予防指導 出血した場合における他人への感染予防、日常生活における注意事項等
- (2) 健康管理指導 定期検診の受診等

(委託)

第10条 抗原抗体検査及びワクチン接種は、市が委託する医療機関において実施する。

2 委託料金については、別に定める。

(事後管理)

第11条 抗原抗体検査及びワクチン接種について管理台帳を作成し、必要に応じ衛生管理者が指導を行う。

(プライバシーの保護)

第12条 受診した者のプライバシーは、最大限にこれを保護する。

(ウイルス感染のおそれがある場合)

第13条 事故などによりウイルスへの感染のおそれがある者に対しては、速やかに医療機関を受診し、医師の判断を仰ぐよう指導するものとする。

(職員への周知)

第14条 総括安全衛生管理者は、B型肝炎及びB型肝炎防止対策について、職員の理解及び関心の向上並びに正しい知識の普及を図るため、庁内広報その他の方法により広く職員に周知するものとする。

(規定外事項)

第15条 この要領に定めのない事項については、必要に応じてこれを定める。

附 則

この要領は、昭和63年11月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月20日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月9日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。